



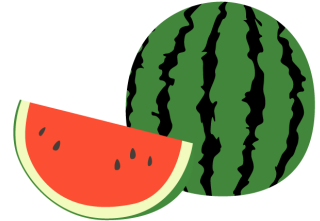
上川路会計通信



税理士法人 上川路会計

■本店 下荒田事務所

■支店 名山町鹿児島ビル事務所



第321号

代表
上川路 長生

ごあいさつ

粉飾決算

ダブル台風の大雨や各地で起こる地震の自然の猛威を受ける中、7月を迎えました。日本列島は平和の祭典サッカー世界大会に熱く盛り上がり話題は独占されてしまいました。石油が足りなかったり人口減少が心配だったり物価高に悩んだり諸々の日本中の喫緊の課題は忘れる一瞬でした。

7月6日は公認会計士の記念日です。昭和24年度に制度が出来て“市場の番人”そして“公正な審判員”といわれて77年になります。公認会計士の立場を逸脱して粉飾決算を許したために巨大監査法人自体が解体されたこともありました。ニデック(旧日本電産)“粉飾決算”では、なめられた“市場の番人”と担当の監査法人は機能不全を揶揄されてしまいました。不正会計にさらに品質問題まで発覚して、定時株主総会では創業者の永守重信氏に依存する体制から決別し企業風土を改革する決意を求めています。永守氏はカリスマ経営者として知られ卓越した手腕と徹底した合理化・コスト削減で、一代で世界トップシェアの総合モーターメーカーであるニデックを世界的企業へと育て上げました。『すぐやる、必ずやる、出来るまでやる』の名言で、著名な経営者として称えられてきただけに、晩節をけがした残念な退陣となりました。

オリンピックと並ぶスポーツの祭典サッカー・ワールドカップ(W杯)が開幕しました。米国、カナダ、メキシコを舞台に出場チームが32から48へと大幅に増えました。大会に色濃く影を落とすのが現下の国際情勢で、米国と戦闘状態にあるイランは、直前まで参加が危ぶまれました。日本は8大会連続の出場となり最近の親善試合では強豪を相次いで破り『歴代最強』との呼び声も高いチームとなっています。森保一監督をはじめ代表選手たちは“優勝”を目指すと発言していて、高い切符で応援に駆けつけたサポーターやテレビの前で熱く声援を送るファンの期待は強敵ブラジルに敗れ潰えてしまいました。

フランスで開かれた先進7カ国首脳会議(G7サミット)が閉幕しました。今回のサミットは米国とイランが戦闘終結に向け合意に達した中で開催されました。中東情勢やロシアのウクライナ侵略、海洋進出や経済的威圧を強める中国を巡る問題などについての共同声明が出されました。地

目次

ごあいさつ “粉飾決算”	…1P
税務カレンダー	…2P
2026年7月・8月の経理・税務チェックリスト	…3P
会計・税務のQ&A!	
“上場株式等を売却したときの税金”	…4・5・6P
第31回KSCセミナーのご案内(税制改正)	…7P
職員コラム 今月の担当: 二宮 未来	…7P
随想 “『五色の短冊』	
上川路 美恵野”	…8P

域情勢に関してはウクライナへの『揺るぎない支持』を表明し、中東情勢では米イラン合意を歓迎した上で、イランに核兵器を保有させないことを確認しました。ホルムズ海峡については『制限や通航料のない航行が国際貿易の根幹』と記しました。中国の日本敵視政策の脅威にさらされる中で、世界の平和と安定に向けて日本はG7各国とともに行動していかなければならない時代になっています。

飲食料品の消費税減税を巡り超党派の社会保障国民会議の合意形成は紛糾を続けています。令和9年4月から2年間に限り税率を8%から1%に引き下げる案が出されました。そしてその後実質税率“ゼロ”が実現するというややこしい筋立てです。社会保障制度を支える財源はどうするのか、2年間で減税を確実に終わることが出来るのか課題の多い提案となりました。

日本の基幹ロケット『H3』6号機が種子島宇宙センターから打ち上げられ正常に軌道に達し成功しました。昨年12月打ち上げに失敗してわずか半年で名誉挽回にこぎ着けた関係者の努力はすばらしいものでした。世界的な抹茶の需要が拡大しています。抹茶の原料『てん茶』の日本一の産地鹿児島では、抹茶人気を背景にてん茶の平均価格は昨年の1.8倍と業界にとって嬉しい高騰です。ふるさと納税での返礼品偽和牛事件の汚名返上に苦戦している鹿児島県民への朗報となりました。(令和8年7月吉日)



2026年7月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	8/1

<5月決算会社申告書提出>

7月31日まで

- 5月決算法人の確定申告
- 11月決算法人の中間申告（半期分）
- 消費税、地方消費税の中間申告
8月決算法人 第3四半期分
11月決算法人 第2四半期分
2月決算法人 第1四半期分
- 2・5・8・11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告
- 消費税の年税額4,800万円超の4月、5月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告
- 所得税の予定納税額の納付（第1期分）

7月10日まで

- 源泉所得税の納付（年2回納付の特例適用者は1月から6月までの徴収分を7月10日までに納付）
- 住民税の特別徴収税額の納付

7月15日まで

- 所得税の予定納税額の減額申請

7月中において市町村の条例で定める日

- 固定資産税（都市計画税）の第2期分の納付

2026年8月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31	9/1	9/2	9/3	9/4	9/5

<6月決算会社申告書提出>

8月31日まで

- 6月決算法人の確定申告
- 12月決算法人の中間申告（半期分）
- 消費税、地方消費税の中間申告
9月決算法人 第3四半期分
12月決算法人 第2四半期分
3月決算法人 第1四半期分
- 3・6・9・12月決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告
- 消費税の年税額が4,800万円超の5月、6月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告
- 個人事業者の当年分の消費税等の中間申告

●お知らせ●

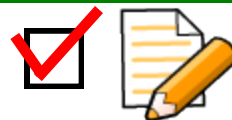
当社では8/13(木)～16日(日)が休業日となっております。つきましては、業務上のご連絡や期限のあるご依頼につきましては、可能な範囲で前倒しのご連絡をいただけますようお願い申し上げます。何かとご迷惑をお掛けいたしますが、何卒宜しくお願い致します。

8月10日まで

- 源泉所得税の納付
- 住民税の特別徴収税額の納付

8月中において各都道府県・市町村の条例で定める日

- 個人事業税の第1期分の納付
- 個人の道府県民税及び市町村民税の第2期分の納付



所得税の予定納税額の減額申請

□ 7月は所得税（復興特別所得税を含む）の予定納税額の納付月となりますが、予定納税の義務のある人で、その年の申告納税見積額が予定納税基準額に満たないと見込まれる場合には、予定納税額の減額に係る承認を申請することができます。

予定納税基準額とは、税務署が計算をして事前に通知する予定納税額をいい、予定納税基準額が15万円以上になる場合に、予定納税が必要となります。この予定納税基準額は、所得税及び復興特別所得税の合計額で計算されます。

労働者死傷病（軽度）報告の提出

□ 従業員が業務上の事故・疾病で1～3日休業した場合は、四半期ごとにまとめて所轄の労働基準監督署に届け出ます。7月末までに4月～6月分の報告を行いますが、休業が4日以上になった場合は、その都度遅滞なく報告しなければいけません。

健康保険・厚生年金の「被保険者報酬月額算定基礎届」提出

□ 7月1日現在の従業員（提出すべき被保険者全員）の4～6月の報酬月額を「算定基礎届」により提出します。今年の提出期間は7月10日（金）までです。

補助金・助成金の情報確認

□ 国や自治体の補助金・助成金制度は、毎年度の予算成立を受けてから7月頃までに各制度の骨組みが固まります。補助金・助成金は、それぞれ募集期間や受給要件などが異なります。自社に必要な補助金・助成金についての情報は早めに収集し、申請のスケジュールを立てておくようにしましょう。

2026年8月の経理・税務チェックリスト

個人事業税の納付

□ 8月は、個人事業者の前年所得に係る税金の納付時期です。資金繰り等を考慮して、納付もれがないように気を付けましょう。また、口座振替の手続きをされている方は、必ず振替日を確認し、必要な残高があるように資金繰りの調整をしましょう。

随時改定の反映（4月昇給の場合）

□ 随時改定により、7月から新たに改定された社会保険料を翌月控除する場合、8月給与から控除することになります。

夏祭り等への寄付金

□ 各地で夏祭りや納涼イベント等が催される時期です。会社が提供する社名入りのうちわやタオルなどは、原則として広告宣伝費となります。現金の寄付や人員の派遣などで生じる費用は、事業との関連性や支出の目的、供与の仕方などによって、寄付金が交際費等かが区分されます。適切な処理を心がけましょう。

中間決算棚卸の準備

□ 3月決算法人は、9月に中間決算棚卸を行うところもあります。棚卸のスケジュール等は早めに通知し、準備すべき資料の指示などをして、効率よく進められるようにしましょう。

税務調査対策

□ 税務署内では7月に人事異動があり、業務の引き継ぎ等を経て、毎年8月後半から11月頃にかけて税務調査が増えてきます。自社の処理を再度確認して、いつ税務調査があってもきちんと説明できるようにしておきましょう。

会計・税務のQ&A!



テーマ『上場株式等を売却したときの税金』

新NISAの普及や半導体・AI関連株のブームを背景に、日本では個人投資家の株式売買が活発化しています。特に、株価上昇による利益確定のための売却が増える傾向が見られます。株式等の譲渡益は、原則として確定申告が必要となりますが、金融商品取引業者等のような口座で取引したかによって手順が異なります。今回は、代表的な三つの口座「一般口座」「特定口座」「NISA口座」の違い等整理していききたいと思います。

国税庁HP参照

① 株式等の範囲

株式等の譲渡益は、原則として確定申告が必要となります。

上場株式と上場されていない株式(一般株式)の売却益は、それぞれ「取得費や手数料を差し引いた利益」を計算し、他の所得とは分けて、決められた税率で課税されます(申告分離課税)。

この二つは別々に課税されるしくみのため、

上場株式で出た損失を、一般株式の利益から差し引くことはできません。

同様に、一般株式で出た損失を、上場株式の利益から差し引くこともできません。

つまり、上場株式と一般株式の損益は相互に通算できないというルールになっています。

「上場株式等」とは、上場株式、公募投資信託の受益権、国債、地方債、公募公社債などをいい、その利子、配当、収益の分配や譲渡などによる所得が**申告分離課税(所得税15%(ほかに住民税5%))の対象**とされます。

株式等の範囲(注)

一般株式等

上場株式等以外の株式等

上場株式等

【金融商品取引所に上場されている株式等】

上場株式、上場投資信託の受益権(ETF)、上場不動産投資法人の投資口(REIT)

【その設定に係る受益権の募集が公募により行われる一定の投資信託の受益権】

公募株式投資信託の受益権、公募公社債投資信託の受益権

【特定公社債】

国債、地方債、外国国債、公募公社債、

平成27年12月31日以前に発行された公社債(同族会社が発行した社債を除きます)

など

(注) 株式等とは、株式(投資口を含みます)、投資信託の受益権、公社債(償還差益について発行時に源泉徴収がされた割引債など一定のものを除きます。)などをいいます(ゴルフ会員権に類する株式又は出資者の持分を除きます。)

証券会社で管理される株式は、基本的に上場株式等が中心です。一方で一般株式等は、上場していない株式、いわゆる非上場株式が該当します。

一般株式等の売買は、証券会社を通さずに行われるケースが多く、特定口座の対象外となるのが一般的です。そのため、株主同士が直接やり取りする相対取引(個別の売買)が中心となり、譲渡益が出た場合には、取得費や経費を自分で計算し、確定申告で申告分離課税として申告する必要があります。

このあと(②以降)は、証券会社等で扱われる上場株式等の譲渡益について説明します

②証券口座の種類

上場株式等の譲渡益は、原則として確定申告が必要となりますが、金融商品取引業者等のごのような口座で取引したかによって手続きが異なります。

口座の種類		区分	確定申告	年間取引報告書
課税口座	一般口座	-	必要	自分で年間の損益を計算
	特定口座	簡易申告口座(源泉徴収なし)	必要	証券会社が作成
		源泉徴収口座(源泉徴収あり)	不要 ※	証券会社が作成
非課税口座	NISA口座	-		なし

※ほかの証券会社との損益通算や、損失の繰越控除(翌年以降に損失を繰り延べる制度)を使う場合は確定申告が必要

【3つの口座の特徴(要点)】

1. 一般口座(自分で計算する口座)

年間取引報告書が発行されない

1年間の売買履歴を投資家自身が集計し、譲渡益・損失を自分で計算して確定申告
損益通算・繰越控除は可能(確定申告が必要)

2. 特定口座(証券会社が計算してくれる口座)

証券会社が年間の損益をまとめた「特定口座年間取引報告書」を作成
税金の扱いで2種類に分かれる

- ・簡易申告口座(源泉徴収なし): 損益は計算されるが、確定申告が必要
- ・源泉徴収あり: 売却益が出た時点で自動的に税金が引かれ、原則、確定申告不要
損益通算・繰越控除は可能(確定申告が必要)

3. NISA口座(利益が非課税になる口座)

年間の投資上限額の範囲内で得た 配当・売却益が非課税
非課税期間中は確定申告不要
損益通算・繰越控除はできない

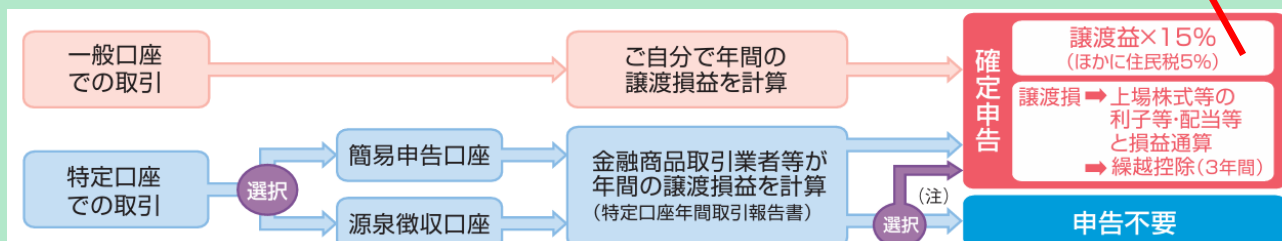


③上場株式等の譲渡益に係る所得税額(住民税)の計算方法

$$\begin{aligned} & \text{譲渡価額} - (\text{取得費} + \text{委託手数料等}) = \text{譲渡益} \\ & \text{譲渡益} \times \text{所得税} 15\% (\text{ほかに住民税} 5\%) \\ & \qquad \qquad \qquad = \text{所得税額} (\text{住民税額}) \end{aligned}$$

注1: 2回以上にわたって取得した同一銘柄の株式等を売却した場合の「取得費」は、総平均法に準ずる方法によって算出した1単位当たりの金額を基として計算します。

2037年12月31日までは所得税に復興特別所得税0.315% が加わります



注: 「源泉徴収口座」における上場株式等の譲渡所得等について、令和5年度分(令和4年分)までの住民税においては、所得税と異なる課税方式を選択できましたが、令和6年度分(令和5年分)以後の住民税においては、所得税と同一の課税方式が適用されます。

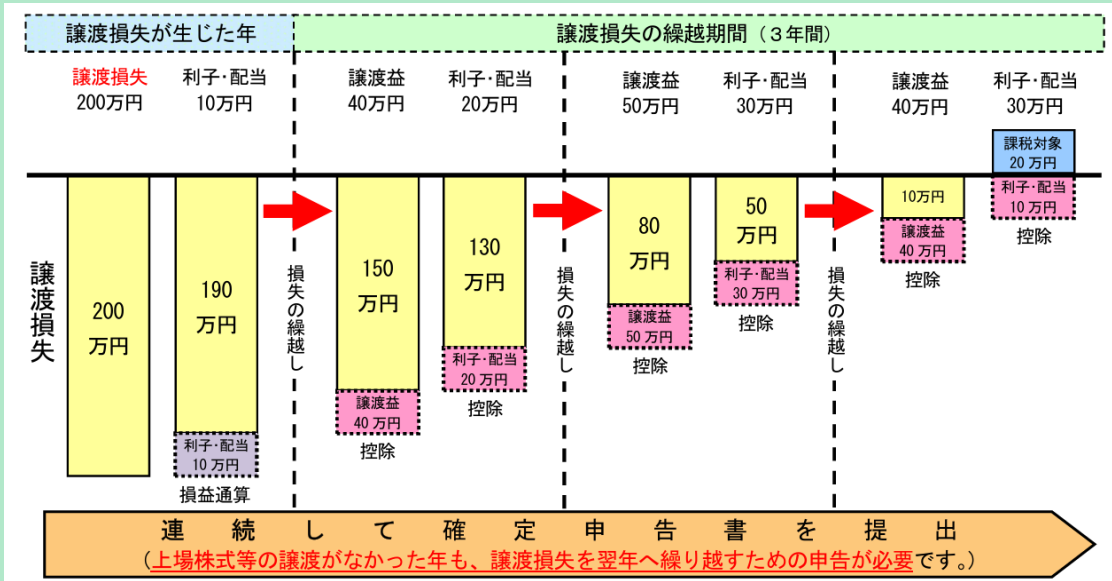
④ 上場株式等の譲渡損失の損益通算及び繰越控除

【損益通算・繰越控除】

上場株式等を金融商品取引業者等を通じて売却したことにより生じた損失の金額は、確定申告により、その年分の上場株式等の利子等・配当等と損益通算することができます。

また、損益通算してもなお控除しきれない損失の金額については、翌年以後3年間にわたり、確定申告により上場株式等の譲渡益及び上場株式等の利子等・配当等から繰越控除することができます。

注：上場株式等の利子等・配当等のうち、上場株式等の配当等（配当所得）については、申告分離課税を選択したものに限りません。なお、大口株主等が支払を受けるものについては、申告分離課税を選択できず、総合課税となります



注意事項

● 損益通算をするためには、その適用をしようとする年分の確定申告書に、損益通算の適用をしようとする旨を記載し、かつ、一定の書類を添付する必要があります。また、繰越控除をするためには、譲渡損失の金額が生じた年分に一定の書類を添付した確定申告書を提出するとともに、その後の年において、連続して一定の書類を添付した確定申告書を提出する必要があります

● 源泉徴収口座に上場株式等の利子等・配当等を受け入れた場合は、確定申告せずに同一口座内の譲渡損失の金額と損益通算することができます

● 「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」は、それぞれ別々の申告分離課税とされているため、上場株式等に係る譲渡損失の金額を一般株式等に係る譲渡所得等の金額から控除することはできません。

申告書第一表

① 第一表の「収入金額」と「所得金額」の欄所を書きます。

申告書第二表

② 第二表を作成します。

申告書第三表(分離課税用)

③ 第三表の分離課税の「収入額」と「所得金額」などの欄所を書きます。

株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書

④ 第三表の「税金の計算」の欄所を書きます。

⑤ 第一表の「税金の計算」の欄所を書きます。

詳細は、国税庁HPでご確認ください!

第31回KSCセミナー 令和8年度 税制改正実務対策セミナーのご案内

税制改正セミナー:「年収の壁」の緩和と企業実務の変化をわかりやすく解説

主なセミナー内容

「年収の壁(178万円)」への対応方法

所得税・住民税の基礎控除拡充

通勤手当の改正と給与実務処理

マイカー通勤等の非課税限度額引き上げ

新設される「駐車場料金」非課税措置の実務

少額減価償却資産の中小企業特例の改正

即時損金算入の上限が「40万円未満」に引き上げ。適用要件などの注意点



税理士法人 上川路会計
税理士 福田 孝史朗

- 日 時 **令和8年7月16日 (木) 13:30~15:00**
- 開催方式 **ZOOMによるライブ配信**
- 会 費 **無 料!**
- お申込方法 QRコードからお申込みいただけます。
- お問い合わせ 税理士法人 上川路会計 TEL 099-252-7070
担当 福田・味園



職員コラム

このコーナーでは、当事務所職員がひとりずつ「わたしのおすすめ!」を紹介していきます。
職員それぞれの個性を楽しんで頂ければ幸いです☆



テーマ: 「親子で楽しむ」

今月の担当: 総務課 二宮 未来

私の週末の楽しみは、小学生の娘の試合観戦です。
娘に小学校1年生からソフトテニスをさせています。

ソフトテニスは日本で生まれ育った大衆スポーツです。硬式テニスとは違い柔らかいゴムボールを使った競技で、老若男女問わず幅広い年齢層が楽しめる生涯スポーツとしても普及しています。

今では娘も小学校3年生になり少しずつ試合で勝つことができるようになりました。

試合になると応援にも力が入り、娘のプレーに一喜一憂し、勝ったら一緒になって喜び、負けてしまうと一緒に悔しがり、また練習がんばろうね、と励まします。

スポーツをすることで、体の丈夫さはもちろん、

ルールを守る大切さや他者への思いやり、相手や指導者への礼儀も学んでほしいなと思いました。

週末に家族と一緒に大声を出し、汗をかく子供たちの応援することは私にとって最高のリフレッシュです。しっかり休んで心のエネルギーを充電し、日々の業務に取り組みたいです。





暑い日々が続きます。暑中お見舞い申し上げます。

令和7年度の決算関連業務が6月末で区切りを迎えましたが、国際情勢など自分たちでは直接の解決が難しいことも多く、経営をめぐる厳しい状況を改めて実感したところです。

その中でも中東情勢は、経済や日々の暮らしに大きな影響を与えています。和平計画の履行の行方や関連する諸国の国民感情の悪化など様々な懸念があり、ホルムズ海峡をタンカーが通過したという報道もありましたが、まだ先行き不透明なままです。

先日、モノクロ仕様のかっぱえびせんを買ってきました。カルビー株式会社が、5月に、「中東情勢の影響による一部商品仕様見直しのお知らせ」として「パッケージに使用する印刷インクの色数を従来仕様から2色に変更」と発表し、話題になりましたが、その実物を見ることができました。従来のエビの赤さを連想させ、おやつ楽しさを感じる明るいパッケージからアルミ箔のような銀色に灰色のイラストへの変更は、想像以上においしくなさそうでした。棚に並んでいるお菓子の中からあえてこれを手に取りたいとは思えませんから、「かっぱえびせん」という確固たるブランドを築いていることを前提として初めて成り立つ策なのでしょう。

赤は活力、青は誠実性、緑はエコ、など商品やブランドで伝えたい印象を表現したり、楽しそう、美味しそう、などのイメージを喚起して顧客の行動を誘導したりと、事業を行うにあたって、会社の理念や商品の中身を適切に伝える広報戦略に「色」は重要な要素です。

以前、カラーコーディネーターの方のお話を聞いたことがあるのですが、その人が持って生まれた肌や髪の色によって一口に赤といっても朱色、桃色、胭脂など色味や濃淡で似合う色は違い、選び方に工夫とコツがいるそうです。好きな色が必ずしも似合う色というわけでもないところが面白いと興味深くきました。

外見で判断してはいけない、肝心なのは中身だ、というのは、よく言われますし、概ねその通りだと思いますが、そっけないえびせんの袋を眺めてみると、見た目の印象も無視できない重要性があると改めて気付かされました。事業や自分自身のイメージ戦略が適切なものか、総合的な統一感が取れているかなどを検証してみることも時には必要ですね。

さて、七月七日は七夕です。笹に願いごとを記す短冊は、唱歌にも「五色の短冊」とうたわれます。この五色の短冊は、古代中国の陰陽五行説に由来するといわれます。自然界のすべてを陰と陽、また、木・火・土・金・水の要素に結び付けて理解する考え方です。助け合う関係、相反する関係、双方があって万物が調和します。

五色、すなわち、様々な色があるからこの世界は美しいと思います。自在に色彩を使ってイメージを作り上げることができるのも平和があってこそです。今回の中東危機に端を発したインク高騰などの物理的な側面もありますが、たとえば日本でも戦時中では華美なものは禁止されました。これからも、またどこであっても、カラフルな暮らしを楽しめる社会が築ける様に願うばかりです。



美恵野



太陽に負けぬ色なり夏の花



連絡先：税理士法人 上川路会計

■本店 下荒田事務所

〒890-0056 鹿児島市下荒田4-1-9
Tel 099-252-7070 FAX 099-252-6400

(旧 甲南永山事務所)

Tel 099-255-3898 FAX 099-255-1992

■支店 名山町鹿児島ビル事務所

〒892-0821 鹿児島市名山町1-3鹿児島ビル4F
Tel 099-223-3465 FAX 099-223-4348

URL <https://kamikawaji-kaikei.com/>

上川路会計 検索

編集後記

鹿児島の夏を彩る六月灯の季節がやってきました。旧暦六月にあたるこの時期、県内の神社や寺院ではそれぞれの日を定めて灯りがともされ、屋台が並びます。雨や暑さが心配な時期ですが、子どもたちにとっては楽しみな行事のひとつです。昔より規模が小さくなったところもありますが、会社帰りに灯籠の明かりや参道のにぎわいを目にとると、子どものころの記憶がよみがえり、あたたかい気持ちになります。鹿児島に根づくこの夏の風景が、これからもずっと続いてほしいものです。

編集委員 上川路美恵野 総務課一同

ご相談は上川路まで

税務や会計、経営や保険などについて、分からないことがあれば上川路会計にご相談ください！

また、お知り合いに開業予定の方がいらっしゃいましたら是非ご紹介ください！！

